

## 医師・歯科医師免許に関する申請

## ○免許を申請したいとき

国家試験合格後、速やかに免許申請を行ってください。免許申請を行わず、登録される前に業務に従事した場合、行政処分の対象となります。

免許申請後、登録が完了したか否かについては登録済証明書(希望者のみ)で確認してください。

申請方法	住所地を管轄する保健所(支所)の窓口で申請 (郵便不可)
申請書類	<p><b>免許申請書</b></p> <p><b>医師の診断書(発行日から1ヶ月以内のもの)</b> ※申請書に添付されています。</p> <p>・訂正の箇所がある場合は、診断医師の訂正印が必要です。</p>
	<p><b>住民票の写し(本籍必須・個人番号記載不可)または戸籍抄(謄)本(発行日から6ヶ月以内のもの)</b></p> <p>・「出願後の本籍又は氏名の変更の有無」が「有」の場合もしくは免許証の氏名に旧姓の併記を希望する場合は、本籍または氏名の変更経過が確認できる戸籍抄(謄)本を添付してください。</p> <p>・外国籍の方は、国籍、氏名、生年月日及び性別が記載されている書類を添付してください。</p> <p>○短期在留者：旅券その他身分を証する書類の写し</p> <p>○中長期在留者、特別永住者：住民票の写し(国籍等必須・個人番号記載不可)</p>
	<p><b>登録済証明書用はがき</b> ※希望者のみ(登録済証明書として厚生労働省から返送されます。)</p> <p>・はがきは保健所にありますので、<b>63円切手を持参</b>してください。</p> <p>・表面に受取先の郵便番号・住所・受取人氏名及び裏面の氏名欄に氏名を記入します。</p>
	<p><b>【窓口で受領する場合】</b></p> <p><b>郵便はがき</b> ※免許証が届いたことをお知らせするために使用します。</p> <p>※免許証を受取る際は、申請者本人であることが確認できる運転免許証等が必要です。</p> <p><b>【郵送を希望する場合】</b></p> <p><b>封筒(角1)、郵便切手(540円分) ※免許証1枚のときの料金</b></p> <p>※封筒の宛名(申請書記載の住所)に「簡易書留」で免許証を郵送します。</p> <p>※申請書記載住所以外への郵送を希望される際は窓口でお申し出ください。</p>
	<p><b>印鑑 (認印)</b></p>
申請手数料	60,000円分の収入印紙 (郵便局等で販売しています。)
注意事項	<p>・当該免許申請をせず合格から1年以上経過した申請については、現在まで合格職種の業務に従事していない旨の申立書(任意様式)が必要です。</p> <p>・「罰金以上の刑に処せられたことの有無」が「有」の場合、次の(a)~(c)を添付してください。</p> <p>(a)罰金以上の刑に係る判決謄本又は略式命令書 ※<u>交通反則金は罰金ではありません。</u></p> <p>(b)罰金以上の刑に係る領収証書(紛失した場合は支払った旨の自己申述書)</p> <p>(c)反省文</p> <p>※(a)及び(b)については、受験願書に添付した場合はコピーを添付してください。</p>